

※この表は概要について取りまとめたものです。詳細については、別途定めたものもありますので、必ず着手される前にご相談ください。

令和6年度 産業関係補助金一覧表 (下線部: 令和6年度改正)

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P1 新規就農者支援事業	(農地取得及び利用権設定補助) 土地購入又は利用権設定をする者については、新規就農者支援事業の対象者として認定された者又は青年等就農計画の認定を受けた者を対象とする。(親族間の売買、耕作放棄地で地目のみ農地のものは対象としない。) 新規認定を受けた日から最大1年間を経過する日までに所有権移転登記を完了した農用地又は利用権設定をした農用地	・営農計画の対象となる土地を30a以上購入又は利用権設定をする者	土地購入 売買契約の1/2又は田10a 当り 300,000円、畑200,000円以内 利用権設定 10a 当り30,000円	・土地売買契約書(家屋等を一体で取得した場合はその契約書) ・農業委員会へ提出した申請書の写し ・現況写真 ・売買契約領収書の写し ・所有権移転登記済通知書の写し	
農業用機械等導入事業	①補助対象事業費が、1機種当たり500,000円以上の農業用機械(中古及び汎用性が高い機械を除く。)を農協又は町内業者から購入する場合。(ただし、付属機械を他の機械と一体的に購入する場合は、1機種当たり300,000円以上を可とする。) ②補助金を除いた部分については、町の利子補給を伴う制度資金の利用可 ※補助対象事業費 消費税等相当額を控除した金額(機械運搬用トラックの場合は、消費税等相当額及び諸費用を控除した金額)	・農地所有適格法人(農地の耕作を行うことのできる2号法人。) ・営農組合、受託生産組合 ・認定農業者 ・認定新規就農者	①補助率 事業費の30%以内 ②補助金限度額 農地所有適格法人 1,800,000円 営農組合等 1,000,000円 認定農業者等 1,000,000円 ※補助金の額 1,000円未満の端数切捨	①事業計画書 ②収支予算書 ③見積書(2社以上) ④カタログ ⑤町税納付状況調査同意書	①写真 ②請求書又は領収書の写し ③機械運搬用トラックは、自動車検査証の写し
ビニールハウス設置事業	①神石高原まる豊とまとの振興と新規就農者の育成を図るため、新たに経営を開始する者が10a以上の新規ビニールハウス等(ビニールハウスと一体的に設置する場合は、防虫ネット・遮光資材・灌漑施設(ポンプは対象としない))を農協又は町内業者から購入した場合、その資材の一部を補助(補助の対象となる事業費は資材費で算出し、圃場の整備、ハウス等の建設工事費、運搬費等設置に係る諸費用は対象としない。)	神石高原まる豊とまと新規就農者育成研修事業の研修許可を受け、その修了者又は修了見込の者で、神石高原まる豊とまとの生産による神石高原町青年等就農計画認定要領の認定を受けた認定新規就農者 ※法人にあっては、役員が上記の要件を満たすこと。	①新規トマト用ビニールハウス10a以上設置 ②対象資材 ・ビニールハウス ・ビニールハウスと一体的に設置する灌漑施設(ポンプは対象としない)、防虫ネット、遮光資材及び付属品が対象。 ③補助率 事業費の1/2以内 ④補助金限度額8,000,000円又6,400円/m ² のいずれか低い額	①見積書(詳細が記入してあるもの) ②位置図 ③現況写真	①納品書、請求書又は領収書の写(詳細が記入してあるもの) ②施工写真・完成写真

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P2 養液土耕栽培普及事業	トマト栽培における先端農業機械施設（養液土耕栽培システム）の導入に要する経費で、設置費、調整費、運搬費等の諸経費を除く資材費	ビニールハウス設置事業の補助金交付対象者	補助率 資材費の1/2以内。 限度額 800,000円	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②位置図 ③その他参考資料（カタログ等）	①納品書、請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの） ②施工写真・完成写真
水源確保対策事業	①トマト栽培に必要な水源を確保するためのさく井工事費の一部を助成する。 ②経営開始時に1回限り。	ビニールハウス設置事業の補助金交付対象者	①さく井工事費 ②補助率 事業費の1/2以内 ③補助金限度額 500,000円	①見積書 ②位置図 ③土地所有者等との施工同意書 ④現況写真	①施工写真 ②請求書又は領収書の写し
園芸用ビニールハウス設置事業	野菜、花き、果樹、蒟蒻等の特産物をはじめとする販売野菜の振興を図るため1a以上の新規ビニールハウス等（ビニールハウスと一体的に設置する場合は、防虫ネット、遮光資材、ポンプを除く灌水施設を含む。）を設置する経費で、設置費、運搬費等を除く資材費。ただし、福山市農業協同組合又は町内業者から購入した場合に限る。	町内に住所を有する者（法人を含む）若しくは事業完了までに町内に住所を有する予定の者で、産直市場又は福山市農業協同組合に出荷している、若しくは出荷を予定している者	①新規ビニールハウス1a以上設置 ②対象資材 ・ビニールハウス ・ビニールハウスと一体的に設置する灌漑施設（ポンプは対象としない）、防虫ネット、遮光資材及び付属品が対象。 ③補助率 資材費の1/2以内 ④補助金限度額8,000,000円又は6,400円/m ² のいずれか低い額	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②位置図 ③現況写真 ④出荷契約書の写し若しくは出荷証明書、出荷関係伝票の写し	①納品書、請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの） ②施工写真・完成写真 ③住民票（転入者の場合）

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P3 神石高原まる豊とまと用ビニールハウス規模拡大事業	生産規模を拡大するため5a以上の新規ビニールハウス等（ビニールハウスと一体的に設置する場合は、防虫ネット、遮光資材、ポンプを除く灌水施設を含む。）を設置する経費で、設置費、運搬費等を除く資材費。ただし、福山市農業協同組合又は町内業者から購入した場合に限る。	神石高原まる豊とまと生産出荷組合員	①新規トマト用ビニールハウス5a以上設置 ②対象資材 ・ビニールハウス ・ビニールハウスと一体的に設置する灌漑施設（ポンプは対象としない）、防虫ネット、遮光資材及び付属品が対象。 ③補助率 資材費の1/2以内 ④補助金限度額8,000,000円又は6,400円/m ² のいずれか低い額	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②位置図 ③現況写真	①納品書、請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの） ②施工写真・完成写真
神石高原まる豊とまと用養液土耕栽培普及規模拡大事業	トマト栽培における先端農業機械施設（養液土耕栽培システム）の導入に要する経費で、設置費、調整費、運搬費等の諸経費を除く資材費	神石高原まる豊とまと用ビニールハウス規模拡大事業にあわせて取り組む者	補助率 資材費の1/2以内。 限度額 800,000円	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②位置図 ③その他参考資料（カタログ等）	①納品書、請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの） ②施工写真・完成写真
神石高原まる豊とまと用水源確保対策規模拡大事業	①トマト栽培に必要な水源を確保するためのさく井工事費の一部を助成する。	神石高原まる豊とまと用ビニールハウス規模拡大事業にあわせて取り組む者	①さく井工事費 ②補助率 事業費の1/2以内 ③補助金限度額 500,000円	①見積書 ②位置図 ③土地所有者等との施工同意書 ④現況写真	①施工写真 ②請求書又は領収書の写し

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P4 神石高原まる豊とまと栽培普及事業	①農協出荷を目的とした神石高原まる豊とまと栽培の普及を図る。 ②農協でトマト苗（大玉）800本以上を福山市農業協同組合から新規購入した者で、トマト栽培経営開始初年度1回のみ。（研修施設での栽培は初年度とみなさない）	農業者等 神石高原まる豊とまと生産出荷を行う者。 ただし、農協が農業者等を代表して補助金等交付申請する場合は、農協を補助交付対象とする。	①補助率 苗代の1/2以内 ②申請書受付 4月末日まで	①申請は農協へ ②補助金等交付申請は農協から	①実績報告書は農協から ②農協出荷証明書
ぶどう栽培普及事業	①ピオーネ等栽培の普及を図るため、農地所有適格法人が経営規模の拡大を図る場合や新たにぶどう栽培を開始する場合、又、ぶどう栽培による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者等に対して、棚代（資材のみ）及びぶどう栽培に要する防除用機械、灌漑施設を補助。 ②資材等は、農協又は町内業者から導入。 ③棚とは、支柱、ぶどうメッシュ、ビニール及び番線をいう。 ④暴風ネット、防鳥ネット及び防虫ネットは対象外とする。	①農地所有適格法人 ②認定新規就農者 （将来認定見込みの者を含む）	①補助率 1/2以内（限度額あり） ただし、防除用機械、灌漑施設については、10%以内	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②位置図 ③現況写真	①納品書、請求書又は領収書の写し（いずれも詳細が記入してあるもの） ②完成写真
地力増進対策事業	①水田、畑地及び草地の地力増進並びに有機たい肥の普及を図り、転作作物並びに振興作物の生産性の向上を図る。 ②町内の堆肥センター及び肉用牛肥育センターで生産された堆肥を購入し、農用地へ投入した者に補助	農業者等 ただし、農協等が農業者等を代表して補助金等交付申請をする場合、農協等を補助交付対象とする。	①牛豚糞堆肥 ・バラ堆肥 1 t 当たり2,000円以内 ②農協で購入するバラ堆肥は2,000円差し引かれた金額となっています。	①堆肥注文の取りまとめは農協 ②補助金等交付申請は農協から	実績報告書は農協から提出
農産物加工品製造事業支援補助金	神石高原町産の農産物を原材料とした加工品を産直市場に出荷するため、加工施設の整備・改修に係る経費の一部を補助。	①町内に住所を有する者 ②神石高原町産の農産物を原材料とした加工品を製造する者 ③事業完了後、3年間に於いて産直市場に加工品を出荷すること。	①対象経費 施設改修費 建物建築（購入）費 機器・機材の購入 ②補助率 2/3以内 ③補助限度額 100万円	①加工品製造計画書 ②新築、改築又は導入備品等がわかる見積書 ③平面図	①請求書又は領収書の写し ②完了写真 ③営業許可証の写し

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P5 神石高原町有機JAS認証取得支援事業補助金	<p>農業者が取り組む有機農産物の生産及び有機JAS認証の取得を支援し、町内の有機農業の拡大を図るため、有機JAS認証の取得にかかる経費の一部を補助。</p>	<p>町内に在住又は事業所を有し、営農する農業者（法人等含む）であって、事業年度内に新規に有機JAS認証を取得し、又は継続して有機JAS認証を取得した者</p>	<p>①対象経費 登録認証機関が実施する有機JAS認証審査に要した費用(振込手数料, 郵送料, 申請書式集代, 登録認証機関年会費, 認定機関に属する者の交通費, 宿泊費, 認証シール発行に係る費用, 消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>②補助率 1/2以内 (千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>③交付の限度額 同一年度内1回限り 50,000円</p>	<p>①登録認証機関の認証(認定)証又は確認証の写し</p> <p>②領収書等の補助対象経費の内容が分かる書類</p>	
野猿・野猪等被害防止対策事業	<p>①野猿・野猪等による農作物への被害を防止する目的で農地及び農業用施設の周囲に設置する柵等の購入経費を補助</p> <p>②隣接農地と一体的に取り組む場合は更新も対象とする。</p> <p>③既に対策を講じており, 同箇所新たに異なる対策を講じる場合も補助対象とする。</p> <p>④対象鳥獣が違う場合は重複設置も対象とする。</p> <p>⑤資材等は農協又は町内業者から導入</p> <p>⑥法定耐用年数(電気柵8年、ワイヤーメッシュ14年)を経過した資材については更新も対象とする。</p>	<p>農業者等(農業者等には、町内に農地を有し又は管理する町外在住農業者, 農地所有適格法人、営農集団、自治振興会・班等を含むものとする。)</p>	<p>【補助金限度額30,000円】</p> <p>①波トタン 1/2以内</p> <p>②金網 1/2以内</p> <p>③電気牧柵(一式購入の場合のみ) 1/2以内 ただし、農地所有適格法人及び集落ぐるみ(2戸以上)で上記防護柵を設置する場合にあっては1mあたり上限500円とし限度額なし。 併せて集落ぐるみで設置する場合は、設置前に鳥獣被害対策講習会を設置者において実施すること。</p> <p>【補助金限度額20,000円】</p> <p>④防鳥ネット 1/2以内</p> <p>⑤イノシシネット 1/2以内</p> <p>【補助金限度額50,000円】</p> <p>⑥シカ用電気牧柵 1/2以内</p> <p>⑦猪被害農地法面復旧費 1/2以内 ただし、町内業者施工に限る</p> <p>【補助金限度額700,000円】</p> <p>⑧サル用電気ネット等 1/2以内 上限単価700円/m 延長1,000m</p> <p>⑨申請書受付 3月末日まで</p>	<p>①見積書又は請求書(詳細が記入してあるもの)</p> <p>②位置図 ・農地等の地番を記入 ・所有者名を記入 ・設置する農地を囲む。</p> <p>③同意書(申請者所有地以外に設置する場合には必要)</p>	<p>①写真</p> <p>②請求書又は領収書の写(詳細が記入してあるもの)</p>

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P6 鳥獣被害対策実施隊員確保事業	①野猿・野猪等による農作物への被害を防止するため狩猟免許等を取得し、被害の軽減に努めることが可能な者に対し、活動費用の一部を補助	鳥獣被害対策実施隊員で、わな猟免許を有する者。 ただし、町内住居者に限る。	わな購入補助 【補助金限度額20,000円】 ①捕獲罟（くくり罟等）1/2以内 【補助金限度額50,000円】 ②捕獲罟（箱罟）1/2以内	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②わな設置位置図 ・設置地番を記入 ・土地所有者名を記入 ③同意書（申請者所有地以外に設置する場合には必要）	①写真（わな設置後） ②請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの）
		鳥獣被害対策実施隊員又は新規に神石高原町鳥獣被害対策実施隊に加入することが確実な者 ただし、町内住居者に限る。	狩猟免許取得補助 1種類の免許に対し1人1回限りとし、神石高原町鳥獣被害対策実施隊に加入すること。 【補助金定額20,000円】 ①わな猟免許取得 【補助金定額50,000円】 ②第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許取得 ただし、銃所持許可証と銃猟免許の両方を所持すること。また許可日のうち、直近の日にちが属する年度を補助対象年度とする。	①誓約書	①狩猟免許状及び狩猟者登録証の写し
		鳥獣被害対策実施隊員又は新規に神石高原町鳥獣被害対策実施隊に加入することが確実な者で銃猟免許及び銃所持許可証を有する者。 ただし、町内住居者に限る。	銃購入補助 【補助金限度額100,000円】 ①武器等製造法による猟銃等販売事業の許可店で購入したライフル銃・散弾銃・空気銃の購入費用の1/2以内 ただし、1人1丁限りとする。	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②銃所持許可証の写し	①写真 ②請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの）

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P7 酪農経営安定化推進事業	①転作飼料作物を水田面積30 a 以上作付けし、飼料自給率の向上を図る者を対象 ②乳用牛肥育牛舎の設置で、100㎡以上 ③町内で生産された乳用肥育素牛の導入 ④環境保全に関する施設又は機械導入 ⑤高品質牛乳の生産 ⑥ヘルパー制度の普及	農業者	①補助率 事業費の1/3以内 ②補助金限度額は、補助率による補助合計か限度額350,000円のいずれか低い額 ③申請書受付 7月末日まで	①見積書（詳細が記入してあるもの） ②位置図 ③牛舎については、平面図及び立面図 ④牛登記書 ⑤その他参考資料（カタログ等）	①施工写真・完成写真 ②納品書、請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの）
優良雌子牛保留導入奨励事業	①別に定める実施要領に基づいて保留・導入した場合 ②認定委員は、和牛改良組合長とJA	農業者	①補助率 1頭当たり 保留 150,000円 導入 180,000円 ②申請書受付 保留導入後2ヶ月以内	①牛登記書 ②写真	
肥育素牛導入保留奨励事業	①町内で生産された子牛を導入又は保留し、24箇月齢以上肥育した場合	農業者	①補助率 1頭当たり 保留 18,000円 導入 50,000円	①牛登記書 ②写真	

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P8 畜舎新築・増築・設備整備補助事業	<p>増頭・増羽のための畜舎新築及び増築、設備整備に係る経費</p> <p>①増頭・増羽のために畜舎等を業者施工により新築するもの（増頭・増羽の枠を確保しているものに限る）。</p> <p>②増頭・増羽のために畜舎等を業者施工により増築したもの（改築・修繕は対象外）。</p> <p>※①及び②については増頭・増羽のスペースを確保するための畜舎等に限る。</p> <p>ただし、堆肥センターのない地区の堆肥舎新築・増築についてはその限りでない。</p> <p>③増頭・増羽のための設備整備に係る機器の経費で、機器（装置）一式の購入であること（付属の機器のみの購入、設置に係る電気・配線等の工事費用については対象としない）。</p> <p>④認定新規就農者の認定期間中においては①～③の他、牛舎に付属する設備の設置・改修についても対象とする。</p>	農業者	<p>①補助率 経費の20%以内</p> <p>②補助金限度額 1,600,000円</p> <p>③補助対象事業費（消費税抜き）</p> <p>新築・増築 300,000円以上</p> <p>設備整備 200,000円以上</p> <p>新規就農者が行う設備・改修 300,000円以上</p> <p>④補助対象額は一件につきの金額。新築・増築については、増頭・増羽のためのスペースがあるものに限る。</p> <p>堆肥センターのない地区の堆肥舎については、新設の場合、増頭のための施設として対象とする。</p>	<p>①見積書（詳細が記入してあるもの）</p> <p>②現況写真</p> <p>③位置図</p> <p>④平面図</p> <p>⑤立面図</p>	<p>①請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの）</p> <p>②施工写真</p> <p>③完成写真</p>
牧場設置補助事業	①10 a 以上の放牧場の柵設置に係る経費	農業者	①補助率 経費の30%以内	<p>①見積書（詳細が記入してあるもの）</p> <p>②位置図</p> <p>③現況写真</p>	<p>①請求書又は領収書の写（詳細が記入してあるもの）</p> <p>②完成写真</p>
堆肥施設整備事業	町堆肥センターの堆肥生産にかかる施設、機械の導入費・修繕費に補助	堆肥センター指定管理者	町堆肥センターの堆肥生産にかかる施設、機械の導入費・修繕費に予算の範囲内で補助	<p>①前年度収支決算書</p> <p>②収支予算書</p> <p>③見積書</p>	<p>①施工写真・完成写真</p> <p>②請求書又は領収書の写し</p>

事業の種類	条件など	対象者	補助率等 (100円未満切捨)	補助金等交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
P9 稲発酵粗飼料利用活用推進事業	耕畜連携協議会を通じて、町内で生産された稲発酵粗飼料 (WCS) を購入する経費を補助	農業者 ただし、耕畜連携協議会が農業者を代表して交付申請する場合は、堆肥センター及び土づくり推進協議会を補助交付対象とみなすことができる。	1 ロール当たり600円		
血統神石牛交配奨励事業	繁殖雌牛に神石血統牛「第2横利」の血を受け継いだ広島県有種雄牛の精子を人工授精等した場合	農業者	1 受胎あたり10,000円 ※母牛産地が神石高原町で神石血統を有する場合は1受胎あたり30,000円	①人工授精証明書	①妊娠鑑定書
血統神石牛肥育素牛導入・保留奨励事業	三代祖 (父牛、母の父牛, 母の母の父牛) のいずれかが、神石血統牛「第2横利」の血を受け継いだ広島県有種雄牛である子牛を保留・導入すること。 24箇月齢以上肥育した後、神石牛認定要領による認証事業者 (県内食肉センター、食肉加工センター等) に出荷すること。	農業者	1 頭あたり 保留10,000円 導入50,000円 ※肥育素牛導入保留奨励事業に該当する牛は、加えて助成	①牛登記書	
椎茸生産振興対策事業	①椎茸の生産力増強、生産量の増大と新規生産者の創造育成を目的 ②椎茸原木330本以上/年 (椎茸菌1万駒以上/年) 購入した場合。ただし、椎茸原木1,000本以上購入することを前提に、3年間継続して事業を実施することが必要 ③納品書の日付により対象年度を判断	農協椎茸部会	①補助率 原木1本当たり100円以内 ②申請書受付 3月末日まで		